

## ○一関工業高等専門学校進路指導室就職支援指導員の採用等基準について

(平成20年1月25日制定)

(趣旨)

第1 この基準は、一関工業高等専門学校進路指導室において、学科長が担当している求人企業等との面談業務等の軽減を図るために採用する就職支援指導員（以下「指導員」という。）の採用等基準について定めるものである。

(業務)

第2 指導員の業務は次に掲げる事項とする。

- 一 求人企業等の訪問者との面談業務等に関すること。
- 二 求人関係の求人票等書類整理に関すること。
- 三 その他就職関係業務に関すること。

(採用期間等)

第3 指導員の採用期間等は、求人企業等の訪問活動が活発になる毎年1月1日から5月31日までの期間の午後とする。

(給与等)

第4 指導員の給与については、一般職員本給表（一）1級33号給を適用して算出するものとする。なお、諸手当については、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則によるものとする。

(採用候補者等)

第5 指導員の採用候補者は、原則として、本校元教授から選考するものとする。

(その他)

第6 その他この基準に定めるもののほか、指導員の取扱いに関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。